

## 墨田区地区会館の指定管理者の指定について

### 1 指定する施設

墨田区地区会館（向島言問会館） 墨田区向島二丁目17番11号

### 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）

### 3 指定管理者の概要

名称 一般財団法人墨田まちづくり公社

所在地 東京都墨田区京島一丁目38番11号

代表者 理事長 山崎 昇

（1）沿革：昭和57年8月設立

（2）事業の実績（自治体からの受託運営等）

曳舟文化センター（管理運営）、家庭センター・地域集会所（指定管理）等

### 4 選定経過及び選定理由

#### （1）募集等について

本施設は長寿室を備えるなど地域における高齢者のコミュニティ活動を支える施設である。そのため、地区会館を利用する高齢者の信頼が厚い上記事業者が、区の関与する団体として、引き続き地区会館において区や地域との連携を図る上で重要な役割を果たすことが必要であることから、公募をせずに管理・運営を代行させる施設とした。

#### （2）選定作業

平成26年10月10日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目の事業提案について審査した。

#### （3）選定理由

選定した事業者の事業提案は、利用者サービスの向上や利用者の増加策など、区が求める業務水準以上であり、安定的な施設運営が十分に期待できるものであった。

以上のことから、本事業者は「墨田区地区会館」の設置目的に合致するとともに、地域住民の福祉の増進に資する着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

### 5 事業計画の要点

#### （1）管理運営の方針

ア 墨田区における地域連帯を基礎とした住民福祉の推進及び長寿室事業を充実することによるコミュニティ形成の促進を図る。

イ 墨田区の特質である下町特有の人情に厚い町を継続発展させるために、本施設をコミュニティ活動の場として運営する。

#### （2）主な提案

ア 利用者サービスの向上

カーテン及び座布団カバーのクリーニング、畳表替え、壁紙の補修及び取替えを行う。地域住民、サークル等に身近な施設として意識してもらえるようなPRに努める。

イ 効率的・効果的な施設の運営

ポスター、チラシ等により区民、町会、利用者等へ広く働きかけて、一層の稼働率の向上を図る。

施設の老朽化には、計画的な補修・修繕により、支障のない運営に努める。

指定管理料（提案額）：2,037,000円

ウ 事業計画の遂行能力

まちづくり公社職員で受付・管理をする。

「苦情等窓口」を設置し、迅速適切に対応する。苦情等のうち重要な事項については、常務理事の指示を受け対応する。

## 審査結果

9名の委員による採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	一般財団法人 墨田まちづくり公社
1 利用者サービスの向上（40点×9人＝360点） (1)利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2)施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3)利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4)利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか (5)協治（ガバナンス）の取り組みを進める提案はあるか	240点
2 効率的・効果的な施設の運営（36点×9人＝324点） (1)施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2)利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取り組みは効果的か (3)施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (4)提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (5)区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか	225点
3 事業計画の遂行能力（24点×9人＝216点） (1)経営状況及び財政基盤は安定しているか (2)職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3)管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か (4)個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5)災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	166点
合計点（100点×9人＝900点）	631点